

(令和6年度決算)

入湯税の使途状況

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、課税するものとされています。

栗原市においては、地方税法に基づく栗原市税条例の規定により、鉱泉浴場における入湯に対し1人1日150円(宿泊を伴わない場合は80円)を課税しており、令和6年度決算における収入済額は16,896千円となりました。

入湯税を充当している事業は、観光振興事業費であり、令和6年度決算における事業費総額は68,028千円となり、入湯税として収入した16,896千円を充当し、観光振興等を図りました。

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち入湯税
観光振興事業費	68,028	250	0	383	67,395	16,896
合 計	68,028	250	0	383	67,395	16,896